

P-1st

令和2年2月7日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 山本有理



平成31年(ワ)第119号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和元年11月19日

判 決

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1

原 告 今 井 豊

前橋市大手町一丁目1番1号

被 告 群 馬 県

同 代 表 者 知 事 山 本 一 太

10 同訴訟代理人弁護士 長 谷 川 亮 輔

同 指 定 代 理 人 浦 野 弘 典

同 同 星 野 佳 彦

同 同 木 村 就 一

15 同 同 森 下 信 綱

同 同 筑 井 智 史

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要等

- 1 本件は、原告が、被告に対し、原告が侮辱又は脅迫の被害を訴えたにもかかわらず、群馬県警察に所属する警察官らが、これを根拠なく無視して加害者を摘発せず、加害者の身元の開示にも応じなかつたことは違法であり、これにより、精神的被害を受けた旨を主張し、国家賠償法1条1項等に基づき、慰謝料

合計1億3500万円の一部として10万円の支払を求めた事案である。

2 当事者の主張

(1) 原告の主張

ア(ア) 平成31年1月21日午後2時頃、群馬県利根郡みなかみ町上牧19
5 96番地7所在の風和の湯（以下「風和の湯」という。）において、氏
名不詳者A（以下、単に「A」という。）が、原告が使用中の椅子を横
取りしたことについて、原告は、同日午後2時30分頃、群馬県警察沼
田警察署（以下「沼田署」という。）に通報し、同日午後2時50分、
風和の湯に駆けつけた沼田署警察官であるC, D, E及びFに対し、別
紙原告の主張1のとおりAの行為の事件性を訴え、Aの摘発を求めたが、
10 上記警察官C, D, E及びFは、「本人が間違っちゃったって言ってる
から故意ではない。」などと、見当外れの所見を繰り返し、抗議も聞き
入れず、原告の訴えを実質的に根拠なく無視し、Aの摘発をしなかつた
（以下「本件行為1」という。）。

15 イ) 本件行為1は、理由を告知しない不当な受付拒否（犯罪捜査規範61
条違反）であり、原告の被害が解消しないことにつき職責による予見可
能性があるのに、その結果を回避すべき義務に違反したものであり、経
験則及び論理則に違反して事実認定を誤ったもので著しい社会不正義で
あり、また信義則（民法1条2項）及び公序良俗（民法90条）に違反
20 するものであって、原告の自決権（自由権規約1条、憲法13条）、生
命に対する権利（憲法13条）、適正な手続を受ける権利（憲法13条）
及び平等権（憲法14条）等を侵害するものであり、自明の違法性や常
習性から、沼田署の警察官らの故意は明らかであるから、違法である。

なお、別紙原告の主張1の主要な判断要素であった刑事的観点を根拠
25 なく無視したことは、捜査の定義に照らして、判断ないし捜査としての
成立要件を欠いているので、当たり前に無効である。

(ウ) 原告は、本件行為1により、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を受けた。

(エ) これを慰謝するには6000万円(1500万円×4人)を要する(なお、本訴請求はそのうちの3万円の一部請求である。)。

5 イ(ア) 平成31年1月29日午後1時頃、風和の湯において、氏名不詳者B(以下、単に「B」という。)が、原告が使用中の椅子を横取りしたことについて、原告は、同日午後1時51分、沼田署に通報し、同日午後2時30分頃、風和の湯に駆けつけた沼田署警察官であるG、H及びIに対し、別紙原告の主張2のとおりBの行為の事件性を訴え、A及びBの摘発と身元の開示を何度も求めたが、上記警察官G、H及びIは、「本人が間違っちゃったって言ってるから故意ではない。」などと見当外れの所見を繰り返し、抗議も聞き入れず、原告の訴えを実質的に根拠なく無視し、A及びBの摘発をせず(以下「本件行為2(1)」という。)、A及びBの身元も開示しなかった(以下「本件行為2(2)」という。)。

10 15 イ(イ) 本件行為2(1)は上記ア(イ)のとおり、また、本件行為2(2)は、沼田署の警察官らの職務上の故意又は過失により、原告の当事者適格を根拠なく無視した差別的取扱いであり、信義則(民法1条)違反であり、また、原告の個人の尊厳(憲法13条)、適正な手続を受ける権利(憲法13条)及び平等権(憲法14条)を侵害するものであつて、いずれも違法である。

20 25 (ウ) 原告は、本件行為2(1)及び(2)により、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を受けた。

(エ) これを慰謝するには4500万円(1500万円×3人)を要する(なお、本訴請求はそのうちの3万円の一部請求である。)。

ウ(ア) 原告は、平成31年2月6日午前9時50分、沼田署の生活安全課前室において、原告の対応をした沼田署警察官J及びKに対し、上記ア(ア)

及びイ(ア)のA及びBの各椅子の横取り行為について、書面を用いながら、別紙原告の主張1及び2のとおり事件性を包括的に訴え、A及びBの摘発と身元の開示を求めたが、上記警察官J及びKは、「公共の場だから事件性はない。」などと見当外れの所見を繰り返し、抗議も聞き入れず、原告の訴えを実質的に根拠なく無視し、A及びBを摘発せず（以下「本件行為3(1)」という。）、A及びBの身元も開示しなかった（以下「本件行為3(2)」という。）。

5

(イ) 本件行為3(1)は上記アイ(イ)のとおり、本件行為3(2)は上記イ(イ)のとおり、いずれも違法である。特に、警察官Kは詭弁、経験則違反及び論理則違反を多用していることは著しい信義則違反である。

10

(ウ) 原告は、本件行為3(1)及び(2)により、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を受けた。

(エ) これを慰謝するには3000万円（1500万円×2人）を要する（なお、本訴請求はそのうちの4万円の一部請求である。）。

15

(2) 被告の主張

ア 本件行為1について

(ア) 平成31年1月21日、原告からの通報に基づき、沼田署の警察官らが風和の湯に臨場して対応したこと、同警察官らがAの椅子取り行為の違法性を否定する判断をしたことは認める。その余は否認又は争う。

20

(イ) 本件行為1が違法であること、原告に損害が発生したことは争う。

イ 本件行為2(1)及び(2)について

(ア) 平成31年1月29日、原告からの通報に基づき、沼田署の警察官らが風和の湯に臨場して対応したこと、同警察官らがBの椅子取り行為の違法性を否定する判断をしたこと、その警察官らが原告に対してBの氏名等を教示しなかったことは認める。その余は否認又は争う。

25

(イ) 本件行為2(1)及び(2)が違法であること、原告に損害が発生したことは

争う。

ウ 本件行為 3(1)及び(2)について

(ア) 平成 31 年 2 月 6 日、原告に対応した警察官らが、原告からの A 及び B による椅子取り行為についての事件化の求めに応じなかつたこと、原告に対して A 及び B の氏名等を教示しなかつたことは認める。その余ば
5 否認又は争う。

(イ) 本件行為 3(1)及び(2)が違法であること、原告に損害が発生したことは争う。

第 3 当裁判所の判断

10 1 当事者間に争いのない事実、原告本人尋問の結果のほか後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件行為 1 について

ア 原告は、平成 31 年 1 月 21 日、風和の湯を訪れ、浴室内の椅子置き場から、風和の湯の備品である椅子を持ち出し、浴室出入口を入って右奥の湯水栓の前に置いた。なお、湯水栓は、浴室出入口を入って右側に 2 つ、左側に 7 つ設置されており、浴室出入口付近から、各湯水栓の前に椅子が置いてあるか否かを確認することができる。

その後、原告は、上記椅子を置いたまま露天風呂に入浴しに行った。その当時、原告が椅子を置いた場所のほか、1 つ又は 2 つの湯水栓の前に椅子が使用されずに置かれたままとなっていた。

そして、原告が露天風呂から室内に戻ってきたところ、同日午後 2 時 30 分頃、A が、原告が置いた椅子及び湯水栓を、A の同行者であるワタナベが、その隣の湯水栓を使用しているのを発見した。

(甲 1, 3)

イ 原告は、A に対し、原告が置いた椅子であるとして、A が当該椅子を使用したことについて問うと、A は、「すいません。置いてあつたので使い

ました。」などと述べた。また、原告は、Aの同行者であるワタナベから、「お前、ふざけんな。何いい加減なこと言ってんだ。」などと怒鳴られたため、同人と言い合いとなった。（甲1，3）

ウ 原告は、Aに対して先に浴室から出て待っている旨を伝えた上で、平成5年1月21日午後2時41分頃、群馬県警察本部に対し、温泉の浴室で私が使っている椅子を勝手に使われた旨の110番通報をした。（甲1，3，乙1の1）

エ 同通報を受けて、沼田署の警察官橋本誠ら4名が、同日午後2時52分頃、風和の湯に臨場し、原告、A及びAの同行者であるワタナベからそれぞれ事情を聴取した。（甲1，3，乙1の1）

オ 原告は、沼田署の警察官らに対し、「風和の湯は月に3回程度利用するが、毎回のように原告が使っている椅子と洗い場を、湯船に浸かつたり露天風呂に行ったりしている間に勝手に使われる。」、「風和の湯は洗い場に椅子置き場から椅子を持ってくるシステムで、原告はいつも客が少ない平日に利用している。今日も他にも洗い場はたくさん空いているにもかかわらず、原告が使っている椅子と洗い場を勝手に使われた。これは不自然である。」、「置いてある椅子を使うことは、その椅子を出した人がヤクザ者等であれば恐喝されるなどしかねない危険な行為である。」、「毎回違う人がやるので、示し合わせて原告を卑下する（原告を非人間扱いする）意図を感じる。」、「Aとは顔見知りであるが、名前は知らない。」「今後も同じ事が続いた場合には相手を訴える可能性があるので、Aの身元を確認しておいてもらいたい。」などと述べた。（甲1，3，乙1の1）

カ 沼田署の警察官らは、原告に対し、Aは、原告が露天風呂に入浴中であることを知らずに、原告が置いた椅子を使ってしまったと述べており、Aには原告に対する悪気があったわけではないから勘弁してやってほしいなどと言い、Aの氏名等は確認したもの、原告には伝えなかった。（甲25）

1)

(2) 本件行為 2(1)及び(2)について

ア 原告は、平成31年1月29日、風和の湯を訪れ、浴室内の椅子置き場から、風和の湯の備品である椅子を持ち出し、浴室出入口を入って右奥の湯水栓の前に置いた。

その後、上記椅子を置いたままにし、シャワーにタオルを縛り付けた上で内湯に入浴していたところ、同日午後1時頃、Bが、原告が置いていた椅子及び湯水栓を使用しようとするのに気付いた。その当時、原告が椅子を置いた場所のほか、1つ又は2つの湯水栓の前に椅子が使用されずに置かれたままとなっていた。

(甲2, 3)

イ 原告は、Bに対し、「何をしてるんだ。」と強い口調で言うと、Bは、「ごめんなさい、気が付かなかつたもので。」と言った。(甲3)

ウ そして、原告は、Bに対して「気が付かねえって、他に7つも空いてるのに通りませんよ。通報しときますから後で立ち会ってください。」と伝えた上で、平成31年1月29日午後1時53分頃、沼田署に対し、「温泉の浴室で私が使っている椅子を取られた。」、「脅迫罪と侮辱罪の疑いを持っている。」などと通報をした。(甲2, 3, 乙1の2)

エ 同通報を受けて、沼田署の警察官塙越幹ら3名が、同日午後2時24分頃、風和の湯に臨場し、原告及びBからそれぞれ事情を聴取した。(甲1, 乙1の2)

オ 原告は、沼田署の警察官らに対し、「原告が風和の湯の浴室出入り口を入って、右奥の湯水栓前に椅子を置いて使い、その後、椅子を置いたままにし、更にシャワーにタオルを縛り付けた上で、内湯の浴槽に入った。」、「原告が椅子を置いた場所は、内湯の浴槽から2メートルないくらいの場所で、他に客がいないことから、明らかに原告がその椅子を使っていると

分かるはずである。にもかかわらず、Bは、原告が使っていた椅子を使おうとした。」、「Bは原告がシャワーに縛り付けていたタオルをほどき、そのタオルがずり落ちた。原告はその様子を見て、Bに対して、『この椅子に座ろうとしたのですか。』と聞いたところ、『気が付かなくてごめんなさい。』と言われ、『気が付かないはずないですよね。』と言い返した。」、「Bの行為は原告に対する脅迫罪、侮辱罪であるので訴えたい。他人が使っている洗い場を使う行為は公序良俗を乱す行為である。」などと述べた。

(甲2, 3, 乙1の2)

カ Bは、沼田署の警察官らの事情聴取に対し、「誰かが洗い場を使っていて、タオルがシャワーに縛られていたことに気付かず、シャワーを持ち上げたところ、タオルがずり落ちたので、タオルをシャワーに縛り直そうとしたが、原告から注意された。何度も原告に謝ったが許してもらえないかった。」などと述べた。(乙1の2)

キ 沼田署の警察官らは、原告に対し、「Bの行為が脅迫罪、侮辱罪になるとはいはず、警察で事件として扱うことはできない。」、「記録はしておぐが、更に今後このようなトラブルにならないように、洗い場の場所取りをしないようにされたい。」などと伝え、Bの氏名等は聴取したもの、原告には伝えなかった。(乙1の2)

(3) 本件行為3(1)及び(2)について

ア 原告は、平成31年2月6日、A及びBの住所氏名を教えてほしいとの用件で沼田署を訪れ、同日10時頃から、沼田署生活安全課の警察官萩原崇之ら2名が原告の対応をした。

イ 原告は、「過日の二度の通報について」と題する書面(甲3)を上記警察官らに示し、「風和の湯に入浴に行った際、自分が少し席を離れている間に、別の客に座席を取られる被害に遭い、もめごとになり、これまでに2回警察に通報した。」、「座席を取る行為は村八分行為であり、原告の

5 名誉を侵害する脅迫行為である。」、「相手方らを被告として民事訴訟を提起したいので、相手方らの身元を教えてほしい。」、「「過日の二度の通報について」と題する書面記載の「要請事項」である①A及びBが、原告の見解のとおり認めているのか教えてほしい、②沼田署がA及びBの行為の事件性を否定するのであれば、その合理的根拠を数字で示してほしい、③原告が相談すべき今後の対応窓口を決めてほしい旨の要請について、沼田署の見解を示してほしい。」などと申し立てた。（甲3、4、乙1の3）

10 ウ 上記警察官らは、原告に対し、「相手方の人定を教えることはできない。」、「A及びBの行為は、公共の場所における行為であり違法性を認めない。」、「事件性を否定する根拠を数字で評価することはできない。」、「対応窓口は事案ごとに担当部署が異なるから示さない。」旨を回答し、更に今後「過日の二度の通報について」と題する書面記載の「要請事項」について沼田署の見解を示すことはないと説明した。（甲3、4、乙1の
15 3）

2 検討

(1) 国家賠償法1条1項にいう違法とは、当該公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁）ところ、上記1の事実を前提に、沼田署の警察官らの各行為の違法性について判断する。

(2) 本件行為1について

ア 上記1(1)ウないしオのとおり、沼田署の警察官らは、平成31年1月21日、原告の通報を受けて風呂に臨場し、原告及びAの双方から事情を聴取したところ、原告は、Aが、原告が置いた椅子及び湯水栓を、原告が露天風呂に入っているうちに原告に無断で使用したことについて、沼田

署の警察官らに対し、Aが原告を卑下する行為（侮辱）であるなどと訴えたが、Aは、原告を侮辱するなどの原告に対する害意はなかったと述べ、言い分が食い違っていた。

また、公衆浴場の備品である椅子及び湯水栓は、誰でもが使用できる共用物であるから、利用者が、公衆浴場の備品である椅子を洗い場に置いたままにしてその場を離れた場合、他にも使用していない椅子や洗い場があるか否か、その利用者が浴室内にいるか浴室から立ち去っているかにかかわらず、その椅子及び洗い場を他の利用者が使用したとしても、その場を離れた利用者との関係で何らとがめられるべき行為ではなく、その場を離れた利用者を脅迫したり侮辱したりする意図はないのが通常であるし、上記1(1)オのとおり、沼田署の警察官らが原告及びAから聴取した結果、原告とAとは顔見知りの関係に過ぎず、Aが原告に対して悪意を抱くような事情があったとは認められなかつたこと、上記1(1)アのとおり、Aが、原告が置いた椅子を使用した当時、他にも現に使用されずに置いたままにされていた椅子があり、そのうちのどれを原告が使用していたかはAに特定できる状況にはなかつたことなどから、上記Aの言い分に反し、原告に対する脅迫又は侮辱の意図を認めるべき状況にもなかつたといえる。

そして、上記1(1)カのとおり、沼田署の警察官らは、原告に対し、Aには原告に対する悪気があつたわけではないから勘弁してやってほしいとAの行為に事件性が認められない理由を伝えた。

イ 以上の事情からすれば、沼田署の警察官らが、平成31年1月21日に、原告の訴えを根拠なく無視したと認めることはできないし、原告に対し、Aの行為に事件性を認め、Aを摘発すべき義務を負うといえないことは明らかであり、Aを摘発しなかつたことが違法であるとはいえない。

25 (3) 本件行為2(1)について

ア 上記1(2)ウないしカのとおり、沼田署の警察官らは、平成31年1月2

9日、原告の通報を受けて風呂場に臨場し、原告及びBの双方から事情を聴取したところ、原告は、Bが、原告が置いた椅子及び湯水栓を、原告が内湯に入っているうちに原告に無断で使用したことについて、Bが原告を卑下する行為（侮辱）であるなどと訴えたが、Bは、気付かずに使ってしまったなどと原告を脅迫又は侮辱するなどの意図はなかったと述べ、言い分が食い違っていた。

また、利用者が、公衆浴場の備品である椅子を洗い場に置いたままにしてその場を離れた場合、その椅子及び洗い場を他の利用者が使用したとしても、その場を離れた利用者との関係で何らとがめられるべき行為ではなく、その場を離れた利用者を脅迫したり侮辱したりする意図はないのが通常であることは上記(2)アのとおりであり、上記1(2)アのとおり、Bが、原告が置いた椅子を使用した当時、他にも現に使用されずに置いたままにされていた椅子があり、そのうちのどれを原告が使用していたかはBに特定できる状況にはなかったこと、原告はシャワーにタオルを縛り付けていたものの、Bに当該タオルが原告の物であると認識できるものではなかったこと、Bが原告に対して悪意を抱くような事情もうかがわれなかつたこと、AとBには何らの関係もうかがわれないことからすれば、上記1(1)のとおり、約1週間前にもAによる同様の行為があつたことを考慮しても、上記A及びBの言い分に反し、原告に対する脅迫又は侮辱の意図を認めるべき状況にもなかつたといえる。

そして、上記1(2)キのとおり、沼田署の警察官らは、原告に対し、「Bの行為が脅迫罪、侮辱罪になるとはいはず、警察で事件として扱うことはできない。」、「記録はしておくが、更に今後このようなトラブルにならないように、洗い場の場所取りをしないようにされたい。」などとBの行為に事件性が認められない理由を伝えた。

イ 以上の事情からすれば、沼田署の警察官らが、平成31年1月29日、

原告の訴えを根拠なく無視したと認めることはできないし、原告に対し、Aの行為に事件性を認め、A及びBを摘発すべき義務を負うといえないことは明らかであり、A及びBを摘発しなかったことが違法であるとはいえない。

5 (4) 本件行為2(2)について

ア 上記1(1)及び(2)のとおり、沼田署の警察官らは、原告からの通報を受けて、風和の湯へ臨場し、原告を脅迫又は侮辱したとされるA及びBの氏名等を聴取し、平成31年1月29日当時、A及びBの氏名等の情報を有していたが、その情報の開示を原告には伝えなかった。

10 イ 原告は、これについて、沼田署の警察官らの職務上の故意又は過失により、原告の当事者適格を根拠なく無視した差別的取扱いであると主張する。

しかしながら、沼田署の警察官らが、とりわけ原告を差別してA及びBの氏名等の情報を開示しなかったと認めるに足りる証拠はないし、その他沼田署の警察官らが、原告に対し、原告が加害者であると主張するA及びBの身元を開示する法的義務を負うというべき根拠も認められない。

また、仮に、沼田署の警察官らが原告に対して上記法的義務を負う場合があったとしても、沼田署の警察官らは、警察法2条1項に規定された警察の責務である個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることを果たすことを目的として、A及びBの氏名等の情報（群馬県個人情報保護条例（平成12年6月14日群馬県条例第85号。以下「個人情報保護条例」という。）上の「個人情報」に該当する。）を取得したのであり、原告がA及びBを被告とする民事訴訟を提起する便宜のためにA及びBの氏名等の情報を開示することは、A及びBの氏名等の情報の目的外利用といわざるを得ず、原則として、個人情報保護条例8条1項により許されないものであるし、同条2項により提供することができる場合に該

当するというべき事情もうかがわれない。

ウ 以上によれば、本件行為2(2)が、沼田署の警察官らが原告に対して負担する職務上の法的義務に違背したものということはできない。

(5) 本件行為3(1)について

ア 沼田署の警察官らが、平成31年1月29日の時点で、原告に対し、A及びBの行為に事件性を認め、A及びBを摘発すべき義務を負うといえな
いことは上記(3)のとおりである。そして、その後、平成31年2月6日ま
での間、原告は、沼田署の警察官らに対し、A及びBの行為について同様
の言い分を繰り返し述べるのみであり（上記1(1)オ、(2)オ、(3)イ）、その
他新たにA及びBの行為に事件性を認めるべき事情が判明したこともう
かがわれない。

そして、上記1(3)ウのとおり、沼田署の警察官らは、原告に対し、「A
及びBの行為は、公共の場所における行為であり違法性を認めない。」旨
を回答し、改めてA及びBの行為に事件性が認められない理由を告げた。

イ 以上の事情からすれば、沼田署の警察官らが、平成31年2月6日、原
告の訴えを根拠なく無視したと認めるることはできないし、原告に対し、A
及びBの行為に事件性を認め、A及びBを摘発すべき義務を負うといえず、
A及びBを摘発しなかったことが違法であるとはいえない。

(6) 本件行為3(2)について

本件行為3(2)も、上記(4)と同様に、沼田署の警察官らが原告に対して負担
する職務上の法的義務に違背したものということはできない。

3 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由
がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

卷之四

司馬文正公集

(別紙) 原告の主張

- ①施設に九つ在る洗い場のうち、使われていたのは三つだけ(閑散の状況)で、残り六つが空いていたのに、敢えて置いて在った椅子に座ったことは稀有な選択なので、故意の横取りが極めて強く推定されること (偶発性 1/10000 以下)
- ②横取り行為が直接的に示唆する意味は、使用中の人の物理的存在を視覚的に否定することによって、「お前の存在など認めない」という無言の侮蔑の意図、もしくは、「お前の存在を消すぞ(殺すぞ)」という生命への無言の脅迫の意図、である疑い、つまり 100%、個人の尊厳を損ねる行為なので、当り前に、紛争の火種となる超危険行為であることを、信義則なし互敬の精神より、誰もが認識しているはずなので、こうしたリスクを負ってまで、敢えて置いて在る椅子に座ろうとする人は稀有であり、また、そうする場合には、横取りにならないよう充分に注意するはずであり、したがって、片付け忘れだと根拠無く思い込む余地は無いので、故意の横取りが極めて強く推定されること (偶発性 1/10000 以下)
- ③この日の通報以前に既に、延べ 4 回の訪問で、計 8 回連続で横取りに遭っていたこと。単発でも稀有な現象なのに、それが短期間に 9 回も連続で起きたことの天文学的偶発性(偶然では在り得ないこと)を強調し、合わせて、被疑者が毎回別人であること、私限りの現象であることなどから、共謀して同じ事を繰り返してみせることによる、包囲網の威力であると訴えました。

- 2 ①置いて在ったイスは 2 つだけであり、目の前の内湯の入浴者も 2 人だけだったので、その 2 人以外の第 3 者の片付け忘れだと思い込む余地は全く無いことから、当り前に、故意の横取りに違いないこと。(偶発性ゼロ)

以上

これは正本である。

令和2年2月7日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 山 本 有 理